

# 令和7年 第4回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第148号

令和7年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年11月20日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和7年12月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和7年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 大 西 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

11番 白 川 皆 男                      12番 松 下 一 美

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 平 田 友 彦              事務局課長補佐 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	松本学
福祉保険課長	山本貴文	健康増進課長	溝淵浩一
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	川原涼二
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	平田浩二	生涯学習課長	末久誠

**○大西樹議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 皆さん、おはようございます。

令和7年第4回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末、公私ともにお忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

町にはクリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしくなりますが、1年のたつのは早いもので、今年もあと一月足らずとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは議案22件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、平田友彦君。

**○平田議会事務局長** 御報告申し上げます。

初めに、町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案22件の提出がありました。

次に、組合議会関係について、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会において定例会が開催され、各会計の補正予算及び決算の認定、条例の改正等の審議結果の報告がありました。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告があり、一般会計並びに特別会計の収支、基金出納状況、現金保管状況の検査の結果はいずれも適正に処理されているとの報告がありました。

また、陳情書関係で9月定例会以降に2件の陳情書の提出があり、議会運営委員会で審

査した結果、いずれも議長預かりとすることになりました。

以上の文書は写しをタブレットの請願・陳情書フォルダに入れ、配付に替えさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会報告を終わります。

**○大西樹議長** 議会報告を終わります。

## 日程第1 議会運営委員会報告

**○大西樹議長** 日程第1、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、松下一美君。

**○松下一美議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の12月定例会運営に関する報告を申し上げます。

11月28日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、第4回定例会の運営について慎重に審議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第1号について説明申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日より12月16日までの15日間といたします。

日程第4 町政報告

日程第5 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第6 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第7 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第8 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第9 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第10 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第11 議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第12 議案第5号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第13 議案第6号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第14 議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第15 議案第8号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について 即決  
でお願いします。

日程第16 議案第9号 まんのう町税条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第17 議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について 即決で  
お願いします。

日程第18 議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基  
準を定める条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第19 議案第12号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第20 議案第13号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第21 議案第14号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第22 議案第15号 琴南町民プール条例の廃止について 教育民生常任委員会  
付託

日程第23 議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について 総務  
常任委員会付託

日程第24 議案第17号 字の区域の変更について 即決でお願いします。

日程第25 議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号 総  
務常任委員会付託

日程第26 議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）  
第1号 教育民生常任委員会付託

日程第27 議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（案）第1号 教育民生常任委員会付託

日程第28 議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第  
2号 教育民生常任委員会付託

日程第29 議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1  
号 建設経済常任委員会付託

一般質問は12月3日と4日に行います。

以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、11番、白川皆男君、12番、松下一美君を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○大西樹議長 日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決しました。

## 日程第4 町政報告

○大西樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、9月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。

10月21日、衆参両院の首班指名選挙により、高市早苗氏が第104代内閣総理大臣に指名され、内閣制度史上初の女性総理として高市内閣が発足いたしました。

少数与党状態を解消するため、自民党は10月20日に日本維新の会と連立政権を樹立することで合意し、連立政権合意書に署名しました。これにより、政権基盤の安定化を図るとともに、維新の政策が国政に反映されることとなります。

高市内閣は発足直後から歴代でも高い水準の支持率を獲得するなど、好調なスタートを切っており、市場の期待と相まって、政策推進への追い風となっております。

高市首相は責任ある積極財政を掲げ、短期的な給付ではなく危機管理投資・成長投資を重視する経済対策や、外国人との秩序ある共生社会推進担当を新設し、外国人や外国資本による土地取得規制を強化することを目的とした外国人・共生社会政策など、今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済をつくることを目指し、「決断と前進の内閣」として政策を推進する方針を表明しております。

中でも我々の生活に直結する施策として、物価高対策、家計支援策の目玉であるガソリン・軽油の暫定税率の速やかな廃止を目指しています。現金給付ではなく、税負担の軽減という形で家計と事業者の負担を減らし、マクロ経済の需要を下支えするとして、ガソリンにつきましては今国会での廃止法案成立を、軽油につきましては新年度までの廃止を目標としております。

ガソリン税などの揮発油税はもともと道路特定財源であり、その一部は地方道路譲与税

として自治体の道路整備財源に充てられています。暫定税率が廃止された場合、町の道路・インフラ整備予算に影響が出る可能性があるため、動向を注意深く見守る必要があります。

また、所得税の基礎控除等の見直しにより、パート・アルバイト等の賃上げや労働時間延長を後押しして、人手不足解消と家計支援を両立させることを目的として、いわゆる「103万円の壁」を事実上引き上げることを推進しています。この見直しはガソリン税の暫定税率廃止と並び、即効性のある家計支援策の柱として掲げられており、早期の実現を目指しているようでございます。

ただいま述べましたような国内情勢の中ではございますが、まんのう町の町政について報告させていただきます。

最初に、まんのう町の人口等についてでございます。

10月末現在の世帯数は、昨年同期に比べまして36世帯の減で7,465世帯です。人口は1万6,859人であり、306人の減となっております。また、65歳以上の高齢者についても68人減の6,500人ですが、高齢化率は38.26%から38.56%に微増となっております、人口減少と高齢化が引き続き進行しております。

次に、防災関係についてでございます。

今年度の台風の発生件数は12月1日現在、27件となっております、例年どおりの発生件数となっております。9月16日にはまんのう町付近で1時間に約90ミリの雨が降ったと見られ、記録的短時間大雨情報が発令されました。まんのう町においては、大雨警報と洪水警報が発令され、水防本部を設置しましたが、幸いにも災害の発生はなく終えることができました。

本町においては、本年度も無事に出水期を終えることができましたが、全国では三重県四日市市で大型地下駐車場が記録的大雨によって浸水し、多数の車両が水没する被害が発生しています。

水害以外でも、トカラ列島群発地震や大分市佐賀関で建物170棟以上を延焼した大規模火災など、全国で大きな災害が発生いたしております。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本町の交通事故状況ですが、10月末時点の本年の事故件数は27件で、去年同期マイナス8件となっております。死者数はゼロ名で、こちらは去年同期マイナス1名です。

年末年始の交通安全県民運動が12月10日から1月10日まで実施され、12月15日には琴平警察署でキャンペーンが開催されます。

年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、落ち着いて安全な運転をしていただけるよう、また、これから冬場を迎えて、凍結による交通事故などにも注意していただけるよう啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、情報関連についてでございます。

音声告知放送利用端末装置の交換につきましては、令和7年度から5年間で町内全域の

交換を順次実施いたします。10月末時点で42件の交換を行いました。

次に、農業関係について報告いたします。

まず、農地貸借の変更について報告いたします。

農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、本年4月からは農地貸借は全て農地機構を通じて契約することとなっております。4月以降の農用地利用集積等促進計画を確認いたしますと、継続契約件数が約70%となっており、残りは作業受委託により耕作する件数が多く、従来の耕作者が継続して適正に農地を利用されていることが確認できております。

また、農業に関する地域計画の策定に基づいて、香川県が昨年度から実施しております「多様な農業人材経営計画認定制度」では、本町からは現在15名の方が認定を受けられ、本事業に伴う補助制度を有効に活用しております。今後も本制度を積極的に活用し、規模拡大を目指す非担い手農家を継続的に支援してまいり所存でございます。

次に、新たな農業経営支援について報告いたします。

主食用米の反収を増やし、所得向上を目指す取組といたしまして、農業委員会や中讃農業改良普及センターの協力を得て、今年度、主食用コシヒカリの再生二期作に取り組んでおります。再生二期作は昨今の温暖化傾向を逆手に取る栽培技術として注目されており、まんのう町でも、今年、約2ヘクタールの試験田で栽培されました。結果として収量は少なかったものの、品質はよく、今後、収量を確保するための追肥や栽培手順を研究して増収に転じることができれば農業所得の向上につながりますことから、大いに期待をしております。

次に、ひまわりプロジェクトです。

今年度は約11ヘクタールの農地で作付され、栽培農家の皆さんの御尽力により、数年ぶりに順調に生育しておりましたが、熟成期に野鳥の被害を受けまして、収穫量は約5.1トンにとどまりました。来年度の作付に向けて鳥獣被害についての対策や肥培管理について生産者の方々と協議してまいります。

次に、地方創世関係についてでございます。

まず、ふるさと納税についてですが、寄附額は年々右肩上がりに増加しております。本年度現状はポイント廃止の関係上、10月末時点で1億円を超える寄附額となっております。引き続き、地元特産品の返礼品と地域情報の発信にも力を入れておりますので、昨年を上回る寄附額に期待をいたしております。

また、定住策として実施しております大学等を卒業した者に対し、奨学金返済の負担軽減を図ることを目的とした「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金」につきましては、本年度も多くの申請が上がっており、成果は十分に発揮されておるものと考えます。

次に、商工関係についてでございます。

町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起のため、全世帯を対象とした1万円分の「まんのう町地域応援商品券」の引換えを6月末から実施しています。10月末時点での引換

率は94.4%となっております。使用期限が令和8年1月末までとなっておりますが、引換えは11月末までとなっておりますので、まだの世帯の方は早めに引き換えくださいますようお願いいたします。

次に、観光関係についてでございます。

10月26日には「第40回まんのう町かりんまつり」が国営讃岐まんのう公園にて開催されました。天候は悪天候でありましたが、お笑いライブや子供たちに大人気のキャラクターショーや各種飲食店ブースも来場者によりにぎわいました。当日は昨年より来場者は少なかったですが、3,500人余りの方々が楽しい一日を過ごされたことと思います。

帆山地区ではひまわりを収穫した後の農地を利用し、コスモス、中山地区には菜の花の種をまきました。秋にはコスモス、春には菜の花が咲くことで、年間を通じて花を鑑賞することができ、観光集客ができるものと期待いたしております。

次に、健康増進関係についてでございます。

今年もインフルエンザに注意すべき季節が参りましたが、今年は全国的に例年と比較して流行の兆しが早く見られ、香川県でも昨年より2か月早く、10月中旬に流行期入りが発表されております。今年も10月よりインフルエンザワクチン接種について、65歳以上の方を対象として、自己負担金1,000円で予防接種事業を実施しております。また、任意接種ではありますが、生後6か月から高校3年生までの年齢の方にも、助成事業として子どもインフルエンザ予防接種事業も実施しております。今年例年より早く流行期入りしておりますので、希望される方はなるべく早めの接種を御検討いただけたらと思います。

次に、教育関係についてでございます。

まず、修学旅行ですが、長炭小学校が9月7日から8日に、四条小学校が21日から22日に、満濃南小学校が28日から29日に、琴南小学校と仲南小学校が10月16日から17日に、高篠小学校が19日から20日に、それぞれ同じ京阪神方面へ計画どおり行くことができました。大きな事故もなく無事に全行程を終了でき、児童にとっては大変よい思い出ができたものと喜んでおります。

次に、学校施設整備関係については、長炭小学校、満濃南小学校、四条小学校と長炭こども園、四条こども園においてLED化工事を進めており、今回の工事をもって町内全てのこども園、小学校の工事が完了いたします。工事の完了後は保育室並びに教室も明るくなり、よりよい学習環境で生活することができるものと思います。

また、現在、高篠小学校と満濃中学校の駐車場拡張工事につきましては、3月上旬の完了を目指して工事を進めているところでございます。

続いて、中学校の部活動についてでございます。

11月8日に開催されました県総合体育大会新人戦にて、剣道部団体が優勝、男子個人が準優勝し、2月に行われる四国大会へ出場いたします。今年度も四国大会や全国大会で活躍する選手を輩出する満濃中学校の生徒を頼もしく誇りに思う次第でございます。

次に、生涯学習関係についてでございます。

今年度の成人式ですが、まんのう町は20歳の門出を祝う「はたちの集い」として、来年1月11日に町民文化ホールにおいて実施する予定といたしております。また、式典の様子は中讃テレビにて後日放送します。開催方法等につきましては、実行委員会で準備を進めております。

次に、公民館まつりについてですが、7つの地域全ての公民館で開催されました。昨年に続きステージ発表やイベント、そして、力作ぞろいのすばらしい展示が公民館を華やかに飾り、盛り上げてくれました。どの公民館も来場者数は多く、大盛況のうちに終わることができました。

次に、青少年育成事業につきましては、10月15日に満濃中学校体育館で「ようこそ！！先輩」の講演会にまんのう町出身の近藤浩人氏を迎えて「「みんなで学ぼう手話」～聴覚に障がいのある人の関わり方～」と題した講演会を開催し、参加した中学生は、講演会を通して障害の有無にかかわらず、お互いに理解し合い、支え合うことの大切さを改めて感じる貴重な機会となりました。

次に、支所関係についてでございます。

琴南地区の地域振興として取り組んでおりますグリーンツーリズム事業の「島ヶ峰地区そば栽培体験事業」ですが、今年度は39名の参加があり、8月17日から種まき、土寄せ、刈取り、脱穀作業を行い、11月29日には収穫祭を実施しております。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、「島ヶ峰の原風景を守る会」の会員がそばの普及活動を行っており、そばの花が咲く時期に「そばの花見会」を実施しております。今年は9月20日に開催され、天候にも恵まれ、町内外から450名ほどの参加があり、大盛況となりました。

川奥高齢者コミュニティセンターで実施していますグリーンツーリズム事業の「そば打ち道場」は、例年11月末から3月末の間において開催しております。こちらも大変好評で、今年度も26回開催する計画ですが、年々参加者が増加していることもあり、今年度は定員を増やす予定で、参加者は延べ250名以上が見込まれております。

次に、仲南支所におきましては、支所周辺を「教育の杜」として住民が集える場を模索していければと考えております。1階ロビーを利用し、仲南こども園の園児たちの作品展示等を実施し、住民から親しみやすく立ち寄りやすい場所となるように工夫を凝らしておりますので、一度、御覧いただいたらと思います。

以上、簡単ではございますが、9月定例議会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

**○大西樹議長** 町政報告を終わります。

## 日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○大西樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、石崎保彦君。

○石崎保彦教育民生常任委員長 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月17日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況について報告がありました。

次に、住民生活課より、主要行事についてと戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。

委員より、マイナンバーカードの普及率と今後の推進について質疑があり、執行部より、分母は実際の住基人口ではなく、国の集計での人口であり、分子は更新、再交付を含む累計交付枚数で算定しているため、実際はもう少し低い数値と推測される。これまで様々な推進対策を行っているとの答弁がありました。

委員より、マイナンバーカードと健康保険証のひもづけについて質疑があり、執行部より、国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者には資格証明書が発行しており、受診時に使用できる。この発行手続は7月末で完了しているが、ひもづけができているにもかかわらず、資格証明書の発行を希望する事例も散見されるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、各係及び地域包括支援センター等について行事報告がありました。

委員より、まんのう町戦没者追悼式に、今後、中学生の参加はあるのか、ぜひ参加を望みたいとの質疑があり、執行部より、来年も今年同様、準備の手伝い等を継続の予定である。昨年は中学生によるボランティア活動や平和学習の発表等が好評であった。本年も依頼をしたが、中学校の年間活動テーマや行事予定の都合がある。中学生の参加は有意義であるため、学校の教育カリキュラムや行事予定と早期に調整し、参加を検討していきたいとの答弁がありました。

委員より、介護保険事業の各訪問事業における件数の減少について質疑があり、執行部より、ケアマネジャーの訪問件数の減少は外部委託へのシフトによるものである。独居高齢者世帯の6月・7月の訪問回数の増加は、エアコン設置状況に応じた酷暑時における健康状態の確認訪問が増えたことによるとの答弁がありました。

委員より、訪問事業の外部委託における情報の収集・共有・対応について質疑があり、執行部より、委託後は大きな変化がなければ特に連絡は受けないが、ケアマネジャー連絡会等で相互に情報共有し、知見の蓄積とサービス水準の維持を図っているとの答弁がありました。

委員より、若者サポステ（就労相談）について質疑があり、執行部より、何らかの障害

を持つ方の就労相談で、サポートステーションが提携している事業所等に就労へつなぐものである。マッチングが難しい状況の中で、令和5年度が相談16件に対し就労が2件、令和6年度では、相談37件に対し就労2件となっているとの答弁がありました。

委員より、虐待事例検討会について質疑があり、執行部より、「四国こどもとおとなの医療センター」において、県内の虐待担当保健師が事例研究を行っている。共有が必要な事例は、要対協情報共有会において、学校・警察・学校教育課・福祉保険課が情報共有しているとの答弁がありました。

委員より、こども家庭庁の令和8年度予算概算要求に関する自治体説明会の重点項目について質疑があり、執行部より、こども家庭センターの立ち上げに係る予算内容が中心であったとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、健康診査、一日人間ドックの利用実績について質疑があり、執行部より、健康診査は同一人の複数回受診を含むため単純比較は難しいが、各実績は他町と比べて高い水準にあるとの答弁がありました。

委員より、献血の参加人数49名は目標に対してどの程度かとの質疑があり、執行部より、日本赤十字社高松による毎年の目標に対し、職員参加の協力も得て達成しているとの答弁がありました。

委員より、現在の採決量400ミリリットルによる身体的影響への懸念について質疑があり、執行部より、採血前の問診で個別に判断を行っており、成分献血の方法もあるので大きな懸念はないとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、9月、10月、11月の行事報告と11月1日現在の町内園児・児童・生徒数について報告がありました。

委員より、高篠小学校駐車場の完成時期について質疑があり、執行部より、11月27日に開札を予定しており、工期は2月27日を竣工予定としているとの答弁がありました。

委員より、琴南小学校の学級数6のうち、複式学級の有無について質疑があり、執行部より、通常学級が5、特別支援学級が1で、複式運営を行っている。現状は3年生が6名、4年生が4名で、複式学級の基準16名未満のため複式学級としている。5、6年生も基準未満だが、県の複式解消加配1名により複式には至っていない。実態に即すと1年生から6年生で4学級とするのが本来像である。来年度は未定で、講師確保も困難な状態であるとの答弁がありました。

委員より、長炭小学校の来年度の児童数見込みについて質疑があり、執行部より、長炭こども園の5歳児6名が入学し、現在の6年生26名が卒業すると仮定すれば、全校児童は88名の見込みであるとの答弁がありました。

委員より、学校の適正配置検討準備委員会設置の進捗状況について質疑があり、執行部より、外部委員の人選が遅れているが、年度内の立ち上げと第1回の開催を目指したいと

の答弁がありました。

委員より、複式学級に対してマイナスなイメージを持っていたが、今回の行政視察先は全校12名の複式学級で運営される小学校であったが、多くの利点も確認できた。これからの当町の学校運営の検討に生かしたいとの意見がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について報告がありました。

委員より、四条公民館の駐車場整備工事について質疑があり、執行部より、舗装面積は約4,000平方メートルで、今年度は2,000平方メートルを計画していたが、進捗状況によっては約3分の2まで行う予定である。令和8年度には香川県土木事務所と協議し、残りの駐車場1列分の舗装を予定しているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会しました。

以上で、教育民営常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

**○大西樹議長** 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、鈴木崇容君。

**○鈴木崇容建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月20日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、仲南振興公社が指定管理者である塩入ふれあいセンター（塩入温泉）、塩入ふれあいロッジ、塩入ふるさと研修館、塩入健康センター、仲南道の駅交流センター、仲南特産品センター、二宮飛行館の7施設を現地視察いたしました。

その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、地籍調査課より、調査地区工程検査や香川県国土調査推進協議会研修会などの報告がありました。

委員より、地籍調査事業の現地調査は計画どおり令和10年で調査完了となるのかとの質疑があり、執行部より、現在の計画では令和10年の完了を予定しているとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会の行事報告、農林振興関係の行事報告のほか、有害鳥獣

捕獲頭数の報告、木育関係実績の説明がありました。

委員より、空き家となり管理者のいない耕作放棄地を町はどのように考えているのかとの質疑があり、執行部より、相続人が確定できた場合はその方に文書で通知するが、不明な場合は対策のしようがないとの答弁がありました。

委員より、9月29日の農業相談において新規就農に関する企業参入の相談とあるが、どの程度、話が進んでいるのかとの質疑があり、執行部より、米の販売価格の高騰の影響を受けている飲食店から町内でお米を作りたい、土地を借りたいとの相談があり、現在は候補地を探している状況であるとの答弁がありました。

委員より、10月29日の中讃地域特産食品研修会の参加者等について質疑があり、執行部より、中讃地区の生活研究グループの方々が参加し、それぞれが考案した特産品のレシピを発表する場であり、本町からはヤーコン入りシュウマイを発表したとの答弁がありました。

委員より、今年有害鳥獣駆除の頭数が少ない要因について質疑があり、執行部より、イノシシの捕獲頭数が少ない要因として、今年は高温などの異常気象であったが、ドングリや柿などが豊作であるため、里に下りてきていないだけではないかと推測するとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、11月5日現在の主なため池の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排水事業関係などの報告がありました。

委員より、県道、町道などの道路の白線や横断歩道の線が消えかけており、非常に危険な箇所があるため、早急に対応できないかとの意見があり、執行部より、危険箇所に関しては警察や県などの管理者に要望し、町道においては随時対応しているとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告がありました。

委員より、ひまわりプレミアムオイルの売行きが悪いのは商品の知名度が低いことが要因ではないかとの質疑があり、執行部より、販売に鋭意努力はしているが、伸び悩んでいるのが現状である。さらなるPR活動をするよう、ひまわり振興協議会に伝えるとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

### 日程第7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○大西樹議長 日程第7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、常包恵君。

○常包恵総務常任委員長 総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る11月21日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、総務課より、8月中旬から11月上旬までの事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、職員休暇取得状況、消防団組織概要、消防・管財関連工事状況について報告がありました。

委員より、外国人消防団員数という区分があるが、消防団に外国人も加入できるのかとの質疑があり、執行部より、加入は可能であるとの答弁がありました。

委員より、外国人の方は短期在住の方が多いと思われるので、公設消防団より自衛消防のほうが適しているかもしれない。地域活動に参加できるツールとして、外国人の方が参画の可能性があることが分かったとの意見がありました。

委員より、職員採用の状況について質疑があり、執行部より、9月に二次試験を行い、行政職3名、保育士3名の計6名に合格通知を出した。また、社会福祉士の経験者枠1名の採用試験を実施しているとの答弁がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成の事業報告、一般財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和7年度第1四半期の実績報告、コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会の県外視察研修について、交通対策関係では、あいあいタクシー事業実績、高齢者免許返納状況、交通事故発生状況の報告、公聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進事業、長尾会館の運営事業の報告などがありました。

委員より、公式LINEの地域設定を活用し、ごみ収集日を配信している自治体もある。ただし、よい機能があっても利用者が少なければ意味がない。まずは登録者を増やす啓発が重要ではないかとの意見があり、執行部より、LINE登録者向けスタンプの導入を検討している。また、高齢者のスマホ所持者が増えているため、回覧後も情報が残る電子回覧板の研究を進めているとの答弁がありました。

委員より、国勢調査の現状や本町の回収率、調査員の状況について質疑があり、執行部より、昨日、県に提出した。回収率は79.1%で、内訳はネット38.2%、郵送40.9%である。調査員は町職員が90人、民間8人、施設7か所、指導員は町職員2人、民間16人であるとの答弁がありました。

次に、税務課より、令和7年度の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況について、窓口での支払い、口座振替、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコードの実績について報告がありました。

委員より、国においてガソリン暫定税率の廃止が議論されている。生活者にとっては価格低下で望ましい一方、他関連税制改正により本町の歳入への影響はどの程度かとの質疑があり、執行部より、揮発油譲与税の減収見込みについて調査の上、報告するとの答弁がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より、適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、8月から10月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

委員より、水道未給水地の現状について質疑があり、執行部より、今年は雨が少なく心配したが、勝浦地区で1戸のみ給水対応を行った。高齢化に伴う維持管理などの調査・研究は支所のみでの対応は難しいとの答弁がありました。

最後に、仲南支所より、8月から10月の事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績、福祉バス利用状況の報告がありました。

委員より、窓口受付件数が減少している。マイナンバーの普及やコンビニ交付などに抵抗の少ない世代の増加により、この傾向は続く可能性が高い。将来的に支所の窓口機能を縮小せざるを得ないときが来るかもしれない。今年の奈良県吉野町の行政視察では、コンビニが少ないため、郵便局に証明書発行を委託していた。窓口以外の業務にも両支所には不可欠な業務がある。今後の窓口業務や支所の在り方について、役場全体で検討いただきたいとの意見があり、執行部より、全ての住民が取り残されることのないよう、出張所も含め、両支所をどのように展開していくか役場全体で検討していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、平成18年に合併してから年月が経過し、改めて町全体を見直す時期に来ている。高齢者から若い世代まで、全ての住民のためにこれからの町政運営について十分に検討していただきたいとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

**○大西樹議長** これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

## 日程第8 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第8、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、令和7年の香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、所要の改正を行うものでございます。

まず初めに、令和7年4月1日に遡及して適用する改正について、その概要を御説明申し上げます。

第1表の第17条関係として、宿日直手当の上限額を勤務1回につき7,050円に改正を行い、同表第18条関係として、初任給調整手当の上限額を月額41万7,600円に改正を行うものであります。

次に、同表第20条及び第21条関係として、令和7年12月に支給する一般職の期末手当の支給率を100分の127.5、勤勉手当の支給率を100分の107.5に改正を行い、あわせて、再任用職員の期末手当の支給率を100分の72.5、勤勉手当の支給率を100分の52.5に改正を行うものであります。

また、第4条関係、別表第1及び別表第2として、令和7年4月1日に遡及して、行政職給料表及び医療職給料表の引上げ改正を行うものであります。

続きまして、令和8年4月1日を施行日とする改正について、その概要を申し上げます。

第2表の第11条関係として、通勤手当の距離区分を新設し、上限額を3万6,300円に改正を行うものであります。

また、同表第20条及び第21条関係として、令和8年6月及び12月に支給する一般職の期末手当の支給率を100分の126.25、勤勉手当の支給率を100分の106.25に改正を行い、あわせて、再任用職員の期末手当の支給率を100分の71.25、勤勉手当の支給率を100分の51.25に改正を行うものでございます。

なお、補足資料といたしまして、タブレット第4回定例会の総務課フォルダの中に香川県・人事院勧告抜粋を添付してございますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思えます。議場の時計におきまして、10時45分までお願いいたします。

**休憩 午前10時31分**

**再開 午前10時45分**

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

町長のほうから発言の申出がありましたので、これを許可します。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほどの私の町政報告の中で、商工会関係で、まんのう町地域応援商品券の引換えは11月末までとなっておりますので、まだの世帯の方は早めに引き換えくださいますようお願いいたしますという発言をいたしました。もう既に12月に入っておりますので、もう引換えはできませんので、どうぞよろしくようお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○大西樹議長 以上で、町長の発言を終わります。

## **日程第9 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について**

○大西樹議長 日程第9、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告

の趣旨等を踏まえ、特別職の期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和7年12月に支給する特別職の期末手当の支給率を100分の175に改正を行い、令和8年4月1日を施行日とする第2表の同条同項の関係として、令和8年6月及び12月に支給する特別職の期末手当の支給率をともに100分の172.5に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第10 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第10、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第3号のまんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、一般職の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げを提言した人事院勧告の趣旨等を踏まえ、町議会議員の期末手当率の引上げ改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和7年12月に支給する特別職の期末手当の支給率を100分の175に改正を行い、令和8年4月1日を施行日とする第2表の同条同項の関係として、令和8年6月及び12月に支給する特別職の期末手当の支給率をともに100分の172.5に改正を行うものであります。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## **日程第11 議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第11、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第4号のまんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、香川県人事委員会勧告に基づく他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮し、任期付職員の給料表の改正を行うものでございます。

概要といたしましては、第7条関係として、令和7年4月1日に遡及して任期付職員の

給料表の引上げ改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由並びにその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 まんのう町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第5号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

**○大西樹議長** 日程第12、議案第5号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第5号のまんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、職員の仕事と育児の両立支援の一層の拡充を図るため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の規定につき所要の整備を行うものでございます。

概要といたしましては、第18条及び第19条関係として、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の休業を「第1号部分休業」とし、これに加え、一会計年度につき10日を超えない範囲内の休業を「第2号部分休業」として新設するものでございます。

部分休業制度の多様化と柔軟な働き方の実現により、育児を行う職員の両立支援を図ってまいります。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第6号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

**○大西樹議長** 日程第13、議案第6号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第6号のまんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本改正は、職員が安心して仕事と育児を両立できる環境を早期に整備するため、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例の規定につき所要の整備を行うものでございます。

概要といたしましては、第16条の2関係として、妊娠・出産等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に係る事項の情報提供を行うこと及び職員の意向確認の実施に

関する事項を新設するものでございます。

制度の早期の情報提供により、職員の仕事と育児の両立支援を強化し、働きやすい職場環境の推進につなげてまいります。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号 まんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### **日程第14 議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第14、議案第7号 まんのう町行政放送告知施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程いたしました、議案第7号のまんのう町行政放送告知施設設置及び管理に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

本一部改正は、まんのう町光ネットの加入に関して、町外に住所または事業所を有する者が町内で事業を実施する施設等に受信設備を設置可能とするために加入資格に関連する規定を改正し、併せて複数台の設置を可能とする規定等を追加するものでございます。

これに伴い、受信設備を2台以上設置する場合の分担金等の金額を工事費の実費分の負担とするように改正するものでございます。

また、令和8年1月31日をもって民間通信会社が提供する電話線を使用したADSLサービスが提供終了となることに伴い、町外の事業所を有する事業者等がまんのう光ネットを利用する必要性があり、加入資格等を見直す必要があるためでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務常任委員会に付託いたします。

### 日程第15 議案第8号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正について

**○大西樹議長** 日程第15、議案第8号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

この条例は、町内の森林から生産された木材を使用して、新たに住宅等を建築しようとする者に対し支援措置を講ずることにより、地域木材の需要拡大及び町内への定住を促進することを目的として平成28年4月より期限付で施行し、途中、令和2年度に期間を5年間延伸してきた補助制度になります。

今後、まんのう町において町産材の供給は増加していく見込みであり、地域経済の活性化、森林整備の促進、地球温暖化防止、住民の快適で健康な住環境の形成等にも寄与する重要な施策であると考えております。

今回の改正は、本条例の有効期限である令和8年3月31日を令和13年3月31日まで5年間再度延長し、さらなる地域木材の需要拡大及び町内への定住促進を図るものでございます。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** 以上をもって、提案理由並びにその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 まんのう町地域木材利用促進条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16 議案第9号 まんのう町税条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第16、議案第9号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町税条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上位法との整合を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 それでは、私のほうから、条例改正の詳細について御説明いたします。

今回の改正の主な内容は、公示送達の方法に関する改正、個人住民税関係で特定親族特別控除の創設に伴う改正、たばこ税関係で加熱式たばこに係る課税方式の見直しに関する改正でございます。

議案第9号の新旧対照表を用いて、改正点を順に御説明いたします。

タブレットの定例会関係、令和7年、第4回定例会、税条例改正資料フォルダ内に条例改正の要旨と改正による税収への影響の資料を載せていますので、併せて御覧ください。

それでは、議案1ページを御覧ください。

第18条は公示送達に関する規定で、公示送達は公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取るとともに、現行

の公示事項を掲示場に掲示する方法、または、公示事項を町の事務所に設置したパソコン画面等の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置く措置をすることによって行う規定の整備でございます。

第18条の3は納税証明事項に関する規定で、第18条の改正に伴う規定の整備でございます。

2ページを御覧ください。

第34条の2は所得控除に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加するものでございます。

3ページを御覧ください。

第36条の2は町民税の申告に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、個人住民税の申告義務に係る規定を整備するものでございます。

4ページを御覧ください。

第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、申告書の記載事項に特定親族を追加するものでございます。

第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定の整備及び申告書記載事項の追加を行うものでございます。

5ページから7ページを御覧ください。

附則第16条の2の2は加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例に関する規定で、現在、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する規定の整備でございます。

最後に、本条例改正の附則といたしまして、第1条に施行期日を、第2条に公示送達に関する経過措置を、第3条に町民税に関する経過措置を、第4条に町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

なお、今回の改正による税収への影響でございますが、個人住民税が特定親族特別控除の創設により約24万円減収、たばこ税が加熱式たばこの課税方式の見直しにより約640万円増収の見込みでございます。

以上、議案第9号 まんのう町税条例の一部改正についての改正内容について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、

委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号 まんのう町税条例の一部改正についての件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第17 議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第17、議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号のまんのう町国民健康保険条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「マイナンバー法」が令和5年6月9日に改正されたことにより、昨年の令和6年12月2日をもって健康保険証の発行が終了いたしました。発行済みの健康保険証の有効期限は最大で1年間となっており、令和7年12月1日から発行済み健康保険証が無効となることから、まんのう町国民健康保険条例から「被保険者証」の記述を削除するものでございます。

なお、本件におけるまんのう町内での影響につきましては、本年7月末をもって切り替えが完了していることから、影響はありません。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第10号 まんのう町国民健康保険条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第18 議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○大西樹議長 日程第18、議案第11号 まんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号のまんのう町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の新規制定について、その提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、「乳児等通園支援事業」が新しく創設されました。乳児等通園支援事業（通称こども誰でも通園制度）とは、こども園や保育所等に入園していない満3歳未満の子供に対し、良質な成育環境を整備し、全ての子育て家庭に対し、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するために創設された新たな通園制度です。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、従事者の資格要件及び配置人数や保育室の面積基準など、当該事業の設備及び運営の基準について定めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第11号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

**日程第 19 議案第 12号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

○大西樹議長 日程第 19、議案第 12号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12号のまんのう町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

「児童福祉法の一部を改正する法律」が令和 7年 4月 25日に公布され、これまで児童養護施設等に従事する者が児童に行う虐待を発見した際に設けていた通報義務について、新たに放課後児童健全育成事業にも適用されることになりました。これに伴い、改正箇所  
の条項を引用している条文について、一部改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 12号は、会議規則第 39条第 3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 12号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 20 議案第 13号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第20、議案第13号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第13号のまんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正に伴い、改正箇所の条項を引用している条文について、一部改正するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第13号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第21 議案第14号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

**○大西樹議長** 日程第21、議案第14号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第14号のまんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和7年4月にまんのう町文化財保存活用地域計画協議会規則を定め、令和8年1月には協議会の委員を委嘱して、まんのう町内の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画の策定のため、文化財保存活用地域計画協議会委員の報酬日額を定めるものでございます。今後、文化財の保存活用を行政のみならず、民間や住民総がかりで推進してまいります。

なお、報酬額の算定に際しましては、本町の総合計画審議会委員及び総合戦略有識者会議委員に類似していることや、地域計画を策定中の市町村における委員報酬日額を参考に検討を行い、報酬日額を8,000円にすることとしております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第14号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第22 議案第15号 琴南町民プール条例の廃止について

**○大西樹議長** 日程第22、議案第15号 琴南町民プール条例の廃止についての件

を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第15号 琴南町民プール条例の廃止についての提案理由を申し上げます。

現有の町民プールは、旧琴南中学校の敷地内にある琴南中通町民プールと琴南小学校の敷地内にある琴南造田町民プールの2つであります。

琴南中通町民プールにつきましては、少子化等による利用者の減少により、平成23年度から一般開放を休止しております。

また、琴南造田町民プールにつきましても、ここ数年は新型コロナウイルス感染症対策や気温の異常な上昇等に伴います熱中症警戒アラートの発表などの影響により、一般開放ができていない状態が続いております。

さらに、地元である琴南小学校の保護者にとりましては、プールの一般開放時における監視等が大きな負担になっている状況でございます。

このため、それぞれの町民プールとしての一般開放を取りやめることとし、本条例を廃止するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第15号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 日程第23 議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について

**○大西樹議長** 日程第23、議案第16号 まんのう町過疎地域持続的発展計画の策定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第16号のまんのう町過疎地域持続的発展計画の策定について、その提案理由を申し上げます。

本町では、令和3年度から令和7年度を計画期間とする「まんのう町過疎地域持続的発展計画」に基づき、財政上の特別措置を活用しつつ、各種施策を推進してまいりました。

新たな計画策定に当たりましては、現行計画の進捗状況や課題の検証を踏まえ、地域特性と人口・産業動向等を考慮した取組を展開してまいります。

現行計画が令和8年3月31日をもって計画期間の満了を迎えることから、令和8年4

月1日から令和13年3月31日までの5年間を期間とする新たな「まんのう町過疎地域持続的発展計画」を策定するに当たり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本計画には、香川県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、地域の持続的発展に関する基本方針のほか、産業振興、生活環境の整備等に関する事項など、12分野にわたる事業計画を記載しております。

あわせて、過疎対策事業債を財源とする事業につきましては、計画への位置づけが必須であることから、事業計画の策定に当たり、過疎法の目的に合致する事業を掲載しております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 過疎自立計画は本当に実質的で立派な実績を上げてきた、本町にとって大事な計画かと思えます。ある意味では、過疎債の充当額、それを満額充当で元利償還金の7割を地方交付税が補填してくれると。これを使わない手はないと。本町の命運を左右するだろうと思えます。

それで、本町をこれから合併後20年たって牽引していく地域振興の大型プロジェクトというのは何かあるのか、これは町長の見解を伺いたいです。

調達して、基金設立して、ソフト事業を持続的に行うこともできる。過疎法の運用次第で我が町はいかようにもなるような地域振興の眼目はこれじゃないかなと思うわけです。よい計画であれば、香川県の割当てを上乗せしてくれたり、後からの交渉も何とかできることを経験しております。本町を牽引する大型プロジェクトは何であるのか、これについて町長の答弁を求めます。

**○大西樹議長** 竹林議員に申し上げます。この案件につきましては、総務常任委員会に付託いたしますので、また総務常任委員会でお話しいただきたいと思えます。よろしいですか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 総務常任委員会が所管でありますけれども、全分野にわたっておりますから、全部の委員会がそれなりに検討して、事業に漏れがあると過疎債は充当できないわけですから、そのところを全議員が、全執行部が注目して審議すべき内容ということを御提案させていただきます。

**○大西樹議長** ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

#### **日程第24 議案第17号 字の区域の変更について**

**○大西樹議長** 日程第24、議案第17号 字の区域の変更についての件を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第17号の字の区域の変更についての提案理由を説明申し上げます。

字の区域の変更につきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この字の区域の変更を必要とした理由として、土地改良法第85条第1項の規定により、まんのう町長尾において県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵地区第2工区を施行したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったため、新字界を定めるものでございます。

それでは、詳細について御説明申し上げます。

別紙、字界変更調書を御覧いただきたいと思っております。

1つ、まんのう町長尾字大福井に編入する区域として、長尾字田淵863、864に隣接する水路である町有地の全部を編入するものでございます。

位置、場所については図面を添付しておりますので、参照いただきたいと思っております。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了します。

これより、議案第17号 字の区域の変更についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで休憩を取りたいと思います。13時までとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**休憩 午前 11時36分**

**再開 午後 1時00分**

○大西樹議長 休憩を戻しまして、会議を再開いたします。

**日程第25 議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号**

○大西樹議長 日程第25、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第18号の令和7年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

3ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,805万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,407万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、7ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第3条の債務負担行為は、8ページの第3表を御覧ください。これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

事項別明細13ページをお開きください。

第9款地方特例交付金は796万5,000円の減額です。これは、減収補てん特例交付金の額が減少することによるものです。

14ページをお開きください。

第10款地方交付税は1億161万円の増額です。今年度の普通交付税が増額見込みであることから、増額補正するものでございます。

16ページをお開きください。

第14款国庫支出金は1億819万6,000円の増額です。これは、民生費国庫負担

金として障害者自立支援給付費負担金や、総務費国庫補助金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、民生費国庫補助金として物価高対応臨時交付金などが増額することによるものでございます。この物価高対応臨時交付金におきましては、急遽追加修正とさせていただきますが、11月21日に閣議決定された物価高対応子育て応援手当に関するものでございます。

17ページを御覧ください。

第15款県支出金2,200万3,000円の増額は、国庫支出金と同様に障害者自立支援給付費負担金や、農林水産業費県補助金において単県補助土地改良事業費補助金、土木費県補助金における老朽危険空き家除却支援補助金が増額されるものでございます。

19ページをお開きください。

寄附金はふるさと応援寄附金の増加見込みにより2,000万円の増額でございます。

21ページをお開きください。

繰越金は前年度繰越金の確定に伴い2,839万9,000円の増額となります。

以上、歳入の主なものを説明いたしました。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

第2款総務費は1,553万円の増額でございます。

第1項第15目支所及び出張所費において、仲南支所のエレベーターを建築基準法に準拠した耐震基準へ改修することとして1,804万円、地方創生推進事業費において、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品費や委託手数料を合わせて1,200万円増額することによるものでございます。

また、地方創生推進事業費のうち、島ヶ峰の展望台整備費においては事業を再精査し、包括的に地域の整備を行うこととしたため、今回の補正予算では事業費2,076万円を減額いたしております。

26ページをお開きください。

第3款民生費につきましては1億6,449万5千円の増額です。社会福祉総務費において、後期高齢者広域連合給付費負担金2,000万円の増額、障害者福祉費におきまして、障害者自立支援給付費5,300万円の増額、児童措置費5,550万円の増額、認定こども園費におきまして、物価高騰による給食材料費1,030万円の増額などが主な内容となります。

児童措置費におきましては、先般の閣議決定によるものでございまして、物価高対応子育て応援手当として児童手当に2万円上乘せすることとし、全額国庫補助となります。

31ページをお開きください。

第8款土木費につきましては、公共下水道費として、企業会計であります下水道事業会計負担金を1,513万7,000円の増額、住環境整備費では、老朽危険空き家除却補助金を1,280万円増額し、総額2,843万7,000円の増額となっております。

33ページをお開きください。

第10款教育費におきましては、2,789万5,000円の増額となっております。給食場費におきまして、民生費と同様、物価高騰による給食材料費2,200万円の増額が主なものとなっております。

また、各費目におきまして、人事院勧告に伴う給料及び手当等の引上げにより、総額1,942万9,000円の増額補正をしております。

なお、35ページから38ページに給与費明細書、39ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしく願います。

以上、議案第18号 令和7年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** ちょっと歳入がほかのことに関連するか、議場で共有したらと思いますんで、一つは、町税の調定額がみんな歳入として計上されてしまっておるのかどうか。それから、地方交付税の算定台帳で出した数値が全て歳入で計上されているのかどうか。そして、それが前年度の地方交付税と比べてどれぐらい動いたのか。加えて、前年度繰越金が全部歳入として入れられたかどうか、これをちょっと伺っておきたいと思います。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えします。

まず、1点目の町税でございますけれども、今回の2号補正には町税の補正はございませんけれども、当初予算で町税につきましては、昨年度が20億7,200万円だったものが21億3,495万円ということで、5,500万円ほど上がってございます。その調定額につきましては、今、鋭意税務課のほうでその調定額を上げているという状況でございますので、今回の補正には町税のほうは変わりはありません。

ちなみに、歳入の割合としましては、町税につきましては16.6%という形になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

2点目の地方交付税につきましては、普通交付税の決定が一応7年の7月29日のほうに国のほうから決定になりまして、43億1,994万円、こちらのほうが昨年度から上がった形になりまして、交付決定を受けております。今回の補正予算のほうで上げさせていただいておるんですけども、差額として6,933万円ほどまだ余力がございますので、この余力につきましては、3月補正のほうで調整させていただいて、全額を計上したいというふうに考えております。

特別交付税につきましては二億数千万円ありますけれども、それにつきましては、3月

にならないと金額が確定しませんので、3月補正の折に御説明申し上げたいというふうに考えております。

もう一点が、繰越金につきましては、今回の補正で全額上げておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 地方債を起すわけですけれども、その地方債の額と公債費の歳出、元金支払い分とどれぐらい関係があるのか。春の当初予算では元金の支払いのほうが多くて、うちの地方債現在高が下がるんじゃないかということなんですが、ちょっと地方債高が上がったので、その確認をしておきたいと思っております。

なお、昨夜、私、平成6年度決算のグラフ化してまして、7つ表をつくったんです。見てましたら、平成の時代はどんどんどんどん財政状況がよくなったんですが、令和になってから横ばいですね。基金のほうも償還する負債のほうも横ばい状態に最近はなっていると、そんなふうに分かりました。総務課長、お願いします。

**○大西樹議長** 総務課長、朝倉智基君。

**○朝倉総務課長** 竹林議員さんの御質問にお答えします。

補正予算書の39ページのほうをお開きいただいたらよく分かると思っております。

39ページのほうに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をつけてございます。

先ほど議員さんがおっしゃったように、当初は真ん中どころにある当該年度中の起債見込額に対して、その横の当該年度中元金償還見込額のほうが多かったために、現在高が見込みでは下がっていたと。低くなっていたんですが、今回、起債を借り入れるのを増額したことなどによりまして、9月補正もありましたので、それを踏まえると、1億3,000万円ほど現在高が前年度6年度末よりかは増える見込みであると。

しかし、これはあくまでも予算ベースの話でありますので、決算時には起債の不用額が発生するため、数千万円の増となるぐらいの想定でございますので、御理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 令和6年度が地方債現在高が下がるようなのだったんで、今年もほぼ横ばいみたいな感じで、実質は、今、予算書に出てきた額までは調達しないでしょうから安心です。非常に適実な財源調達、運用、立派なことだとお礼申し上げます。以上です。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。

## 日程第26 議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第1号

○大西樹議長 日程第26、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

43ページをお開きください。

第1条で、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,624万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,624万7,000円とするものでございます。

事項別明細53ページをお開きください。

歳入では、第11款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより、3,624万7,000円増額計上いたしております。

54ページをお開きください。

歳出では、第1款第1項第2目国民健康保険団体連合会負担金を61万円、一般被保険者高額療養費3,261万7,000円、一般被保険者医療給付費を60万円、一般被保険者後期高齢者支援金を240万円、広報事業費を2万円それぞれ増額し、総額で3,624万7,000円の増額となっております。

以上、議案第19号 令和7年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 国保会計、15年ぐらい前は25億円ぐらい規模だったのが、21億8,000万円規模に縮小してまいりましたですね。この要因については所管課から説明も受けておるんですけども、調剤費がかつては三十数%あって、一時、12%ぐらい県平均より高いぐらいまでには下がっておりましたが、これが調剤費がどのぐらいになるのかちょっとお伺いしたいのと、1人当たりの医療費、これが高いとまずいんで、1人当たりがどうなのかお伺いしたい。

それから、高額医療の顕著なものとしてはどんなものがあるのか、これを伺っておきたいです。以上、お願いします。

○大西樹議長 福祉保険課長、山本貴文君。

**○山本福祉保険課長** 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

令和6年度の主要施策の成果に関する報告書がございまして、その248ページの分析のところに書いておりますように、令和6年度決算額は前年度より減少している。これは国民健康保険の被保険者数が減少したことによる要因が大きいと考えられます。しかし、1人当たりの医療費は県内市町の中でも高い水準であります。国民健康保険税の収納率は98%を維持しており、国保財政の安定に大きく寄与しているというふうに分析をしております。

先ほど申されました高額医療に関する中身につきましては、今、詳細手元にございませんで、また後ほど委員会のほうで申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 年齢とか加入者の分析とか的確にされていて、よく分かります。

検査費のところを、私、注目しておるんですが、そこは今後の調査を待ちたいです。

常任委員会において、疾病別、診療費目別にこうした実績のトレースされることを御期待申し上げて、質問を終えたいです。課長、よろしくお願ひ申し上げます。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第19号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## **日程第27 議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号**

**○大西樹議長** 日程第27、議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第20号の令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号について、その提案理由を申し上げます。

57ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,171万8,000円とするものでございます。

事項別明細65ページをお開きください。

歳入では、第5款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより、971万8,000円増額計上いたしております。

66ページをお開きください。

歳出では、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金を同額の971万8,0

00円増額いたしております

以上、議案第20号 令和7年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第20号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

## **日程第28 議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号**

**○大西樹議長** 日程第28、議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ただいま上程されました、議案第21号の令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について、その提案理由を申し上げます。

69ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,041万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,241万4,000円とするものでございます。

事項別明細77ページをお開きください。

歳入では、第10款繰越金において、前年度繰越金が確定したことにより、1億5,041万4,000円増額計上いたしております。

78ページをお開きください。

歳出では、第2款第2項第3目地域密着型介護予防サービス給付費負担金を360万円、介護保険財政調整基金積立金を3,213万円、償還金を1億1,468万4,000円増額し、総額で1億5,041万4,000円の増額となっております。

以上、議案第21号 令和7年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**○大西樹議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** ああ驚いたという感じですね。28億円会計に介護保険がなってしまったと。15年前ぐらいは22億円会計ぐらいだったですかね。今年6月の説明では、85歳以上の人が令和2年から令和7年まで90人減ったと。そして、84歳から75歳までの人が2%減ると。要介護率がかつては20を超えてたのが16を切ったと。介護保険会計は高止まり、微減し始めるかなと思ったら、かつて22億円会計だったのが、とうとう28億円会計に乗ってしまったと。この概況というか、大ざっぱにお伺いしたいです。内容は常任委員会でやっていただきたいんですけども、ここで言える範囲、お答え願います。

**○大西樹議長** 福祉保険課長、山本貴文君。

**○山本福祉保険課長** ただいまの竹林議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどありましたこの主要施策の成果報告書の266ページの一番下のところに分析を書いております。そこにあるとおりかなというふうには思っております。今、総額で28億円という予算額になっておりますが、昨年も同じぐらいの同額程度ぐらいに一旦なっております。今の補正のところにもありますように、繰越金が1億5,000万円ほど出ております。なので、同じぐらいの繰越金が出るのであれば、大体昨年同額程度かなというふうには思っております。

この報告書にもありますように、給付費のほうですとか、その辺り、横ばいから右肩下がりにはなってきておりますので、また決算額のところで見ていただけたらというふうに思います。よろしく申し上げます。

**○大西樹議長** 6番、竹林昌秀君。

**○竹林昌秀議員** 福祉保険課は年齢別の分析とか的確につかまえてよく分かります。これで常任委員会において介護サービスメニュー別の実績トレースをしてもらいたいなという願いをしておきたいです。どこの費目がたくさん使うんだろう、どこの費目を重点的に使えば安くいくんだろうとかいう研究を求めていったらと。年齢階層の分析とサービスメニュー、そして介護保険の三者牽制体制を的確に動くように包括支援センターが権利義務を果たせば、介護保険料を下げられるかもしれないとか、社会保障も限度があつて、高止まり、あるいは微減に移る時期もあるんだなという実感を検証せねばならんと思っております。所管課の活躍に御期待申し上げます。以上です。

**○大西樹議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大西樹議長** これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第21号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

**日程第29 議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号**

○大西樹議長 日程第29、議案第22号 令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算（案）第1号の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第22号の令和7年度まんのう町下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正額は1,513万7,000円の増額で、補正後の収益的支出の総額は1億9,346万円、資本的支出の総額は1億2,349万円となります。

補正の背景といたしましては、下水道事業に係る企業債償還金が不足したためでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第22号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、12月3日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後1時33分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月2日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員